

【参考資料】

令和 2 年第 1 回奥州市議会臨時会
条例議案 新旧対照表

議案第 2 号	奥州市職員定数条例の一部を改正する条例
議案第 3 号	奥州市中小企業融資あっせん条例の一部を改正する条例
議案第 4 号	奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

奥州市職員定数条例新旧対照表

改 正 後	現 行																				
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>定数（人）</th></tr><tr><td>市長の事務部局</td><td><u>708</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>教育委員会の事務部局、学校及びその他の教育機関</td><td><u>120</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	区分	定数（人）	市長の事務部局	<u>708</u>	略	略	教育委員会の事務部局、学校及びその他の教育機関	<u>120</u>	略	略	(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。 <table><tr><th>区分</th><th>定数（人）</th></tr><tr><td>市長の事務部局</td><td><u>608</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr><tr><td>教育委員会の事務部局、学校及びその他の教育機関</td><td><u>220</u></td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table>	区分	定数（人）	市長の事務部局	<u>608</u>	略	略	教育委員会の事務部局、学校及びその他の教育機関	<u>220</u>	略	略
区分	定数（人）																				
市長の事務部局	<u>708</u>																				
略	略																				
教育委員会の事務部局、学校及びその他の教育機関	<u>120</u>																				
略	略																				
区分	定数（人）																				
市長の事務部局	<u>608</u>																				
略	略																				
教育委員会の事務部局、学校及びその他の教育機関	<u>220</u>																				
略	略																				

奥州市中小企業融資あっせん条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(融資の追加) 第12条 この条例に基づく融資あっせんを受けた者が、その融資金の償還途中において、新たな資金を必要とするときは、再度融資あっせんを申請することができる。 附 則 1・2 略 <u>(特例措置)</u> 3 略	(融資の追加) 第12条 この条例に基づく融資あっせんを受けた者が、その融資金の償還途中において、新たな資金を必要とし、再度融資あっせんを申請しようとする場合は、次の各号のいずれにも該当するときに限り申請できるものとする。 <u>(1) 償還途中の融資金について、据置期間を除く償還を12回以上行っていること。</u> <u>(2) 償還途中の融資金の残高が、融資金額の3分の2以下になっていること。</u> 附 則 1・2 略 <u>(特例措置)</u> 3 略 <u>4 前項の申請が第12条の規定による再度の融資を受ける申請である場合にあっては、被災企業者については、同条の規定は適用しない。</u>

奥州市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担に関する条例新旧対照表

改 正 後	現 行
(利用者負担額) 第3条 略 2 前項第3号の規定にかかわらず、令第24条第2項に規定する事由のあった満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が負担する利用者負担額（当該事由のあった月の利用者負担額に限る。）は、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「府令」という。）第59条に定める日数を基礎として日割りによって計算して得た額とする。この場合において、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。 別表第1（第3条関係） 表 略 備考 1・2 略 3 この表において、「標準時間」とは、<u>府令第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量をいい、「短時間」とは、同項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量をいう。</u> 4～9 略	(利用者負担額) 第3条 略 2 前項第3号の規定にかかわらず、月の途中において、入園若しくは入所をし、又は退園若しくは退所をした場合における当該月の利用者負担額は、<u>日割計算を原則とする。</u>この場合において、その額に10円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。 別表第1（第3条関係） 表 略 備考 1・2 略 3 この表において、「標準時間」とは、<u>子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第4条第1項に規定する1月当たり平均275時間まで（1日当たり11時間までに限る。）の保育必要量をいい、「短時間」とは、同項に規定する1月当たり平均200時間まで（1日当たり8時間までに限る。）の保育必要量をいう。</u> 4～9 略